

## 令和4年 第12回 栗原市農業委員会総会議事録

令和4年12月26日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和4年 第12回 栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 報告第 3号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 7 報告第 4号 令和5年栗原市農作業標準賃金について
- 日程第 8 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第10 議案第 3号 農用地利用集積計画について
- 日程第11 議案第 4号 非農地証明願について
- 日程第12 議案第 5号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について
- 日程第13 議案第 6号 農業振興地域整備計画の変更について

### 1 出席委員 (21名)

- |                    |                |
|--------------------|----------------|
| 1番 佐々木 栄 夫 委員、     | 2番 佐藤 勝 委員、    |
| 3番 熊谷 ゆり 委員、       | 4番 佐々木 弘 委員、   |
| 5番 遊佐 一成 委員、       | 6番 菅原 勝宏 委員、   |
| 8番 米山 嘉彦 委員、       | 10番 曾根 金雄 委員、  |
| 11番 三浦 正勝 委員、      | 12番 鈴木 和子 委員、  |
| 13番 芳賀 博秋 委員、      | 14番 尾形 陽一郎 委員、 |
| 15番 高橋 寛 委員、       | 16番 狩野 善典 委員、  |
| 17番 佐々木 耕太郎 委員、    | 18番 高橋 榮一 委員、  |
| 19番 岩渕 弘 委員、       | 20番 三浦 栄 委員、   |
| 21番 大沢 純香 委員、      |                |
| 23番 大場 裕之 会長職務代理者、 |                |
| 24番 吉田 優俊 会長       |                |

### 2 欠席委員 (2名)

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 7番 岩淵 敬一 委員、 | 9番 阿部 一信 委員、 |
|--------------|--------------|

### 3 議事に参与した者

事務局長	小野寺	世 洋
事務局長補佐	小 山	雅 規
農地農政係 主 幹	高 橋	潤
農地農政係 主 幹	大 場	香
農地農政係 主 事	菅 原	佑 太

( 午後1時30分 開会)

#### 議長 (吉田優俊 会長)

ご起立願います。

ご苦勞様です。ご着席願います。

今年も残すところ5日となり、年末に向け慌ただしくなっております。先週は寒波が立て続けに襲来し市内でも一面雪が降り冬本番となりました。秋田、山形、新潟など日本海側では大雪で多数の車が動けなくなり大渋滞となって、自衛隊が出動し大変な状況になっております。

また、冬は電気を使う時期でもありますが、最近はずます電気料金も非常に高くなり各ご家庭にはかなりの負担となっております。寒い時期になりますが、皆様におかれましては暖かくしながら引き続き健康にご留意され、新しい年に揃って再会できるよう、お過ごしいただければと存じます。

それでは、只今から、令和4年 第12回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、21名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

欠席の通告があります。

7番 岩淵 敬一 委員、9番 阿部 一信 委員、から所用のため欠席する旨の通告がございます。

また、議席番号4番 佐々木 弘 委員から、所用のため早退する旨の通告がございます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、関係職員を出席させております。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、会議場の換気をしております。

また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

## 議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条第2項の規定により、議席15番 高橋 寛 委員、議席番号16番 狩野 善典 委員 の兩名を指名いたします。

## 議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

## 議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

## 議長

日程第3、事務報告を行います。事務局から報告いたします。

## 小野寺事務局長

議案資料に基づき、令和4年11月29日から令和4年12月28日までに実施の事務事業等の報告並びに、令和5年1月4日から令和5年1月27日までに予定している事務事業等について説明。

## 議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

## 議長

日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、を報告いたします。

はじめに、第1区の番号1番の1案件、について事務局から報告いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の 田 4筆 721㎡、耕作条件改善のため現状の田に最大で1m程度盛土するもので、工事期間は令和4年11月18日着工、令和5年3月10日完了予定。現状変更後は現在と同じく田として水稻を作付け予定である。

以上、1案件を説明報告。

## 議長

次に、去る12月19日、議席番号11番 三浦 正勝 委員、農地利用最適化推進委員の氏家 優一 推進委員、及び 及川 正一 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号11番 三浦 正勝 委員 から報告願います。

## 三浦 正勝 委員

議席番号11番の三浦です。事務局説明の1案件について、去る12月19日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番は事務局説明のとおりですが、川側の低い農地と作道に盛土し耕作条件を改善するもので、周辺農地への影響もないことから特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

続いて、第2区の番号2番の1案件について、事務局から報告いたします。

## 事務局

第2区の番号2番は、若柳地区の 畑 1筆 192㎡のうち13㎡、農業用倉庫の設置を行うもので、工事期間は令和4年11月18日着工、令和5年3月31日完了予定。

以上、1案件を説明報告。

## 議長

次に、去る12月20日、議席番号2番 佐藤 勝 委員、農地利用最適化推進委員の佐々木 剛 推進委員、及び 鈴木 伸 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、議席番号2番 佐藤 勝 委員 から報告願います。

## 佐藤 勝 委員

2番の佐藤です。事務局説明の1案件について、去る12月20日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号2番は事務局説明のとおりですが、古い倉庫を壊して新しく建て替えるための現状変更であります。周辺農地及び住宅には影響はなく、特に問題はないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

## 議長

日程第5、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番から番号16番までの16案件、第2区の番号17番から番号38番までの22案件、第3区の番号39番から番号41番までの3案件、合わせて41案件について、事務局から報告いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 畑 1筆 442㎡、農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号2番は、高清水地区の 田 1筆 1,194㎡、農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」）による賃貸借権解約の1案件、

番号3番は、一迫地区の 田 2筆 2,120㎡、

番号4番は、一迫地区の 田 2筆 4,821㎡、

番号5番は、一迫地区の 田 4筆 6,973㎡、

番号6番は、一迫地区の 田 6筆 15,635㎡、

番号7番は、一迫地区の 田 4筆 11,177㎡、

番号8番は、一迫地区の 田 2筆 8,425㎡、

番号9番は、一迫地区の 田 5筆 5,986㎡、

番号10番は、一迫地区の 田 7筆 5,497㎡、

番号11番は、一迫地区の 田 3筆 13,057㎡、

番号12番は、一迫地区の 田 1筆 395㎡、

番号13番は、一迫地区の 田 1筆 1,610㎡、

番号14番は、一迫地区の 田 1筆 2,269㎡、いずれも、農地法第3条による賃貸借権解約の12案件、

番号15番は、一迫地区の 田 13筆 18,401㎡、基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号16番は、瀬峰地区の 田 7筆 24,831㎡、農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

第2区の番号17番は、若柳区の 田 3筆 1,723㎡、

番号18番は、若柳地区の 田 8筆 4,544㎡、

番号19番は、若柳地区の 田 2筆 164㎡、

番号20番は、若柳地区の 田 15筆 10,255㎡、

番号21番は、若柳地区の 田 1筆 498㎡、いずれも、農地法第3条による賃貸借権解約の5案件、

番号22番は、若柳地区の 田 4筆 2,513㎡、

番号23番は、若柳地区の 田 10筆 6,608㎡、

番号24番は、若柳地区の 田 1筆 506㎡、

番号25番は、若柳地区の 田 18筆 10,771㎡、  
番号26番は、若柳地区の 田 1筆 1,020㎡、  
番号27番は、若柳地区の 田 2筆 2,045㎡、  
番号28番は、若柳地区の 田 1筆 2,003㎡、  
番号29番は、若柳地区の 田 1筆 1,045㎡、  
番号30番は、若柳地区および志波姫地区の 田 4筆 5,169㎡、畑 2筆  
1,143㎡、計 6,312㎡、いずれも、基盤法による賃貸借権解約の9案件、  
番号31番は、金成地区の 田 3筆 5,623㎡、  
番号32番は、金成地区の 田 8筆 10,634㎡、いずれも、農地法第3条による  
賃貸借権解約の2案件、  
番号33番は、金成地区の 田 12筆 5,804㎡、  
番号34番は、金成地区および栗駒地区の 田 14筆 13,342㎡、いずれも、  
基盤法による賃貸借権解約の2案件、  
番号35番は、金成地区の 田 24筆 31,069㎡、農地中間管理事業の推進に  
関する法律による賃貸借権解約の1案件、  
番号36番は、志波姫地区の 畑 1筆 573㎡、農地法第3条による賃貸借権解約  
の1案件、  
番号37番は、志波姫地区の 田 2筆 5,898㎡、  
番号38番は、志波姫地区の 田 2筆 2,050㎡、いずれも、基盤法による賃貸  
借権解約の2案件、  
第3区の番号39番は、栗駒地区の 田 11筆 8,129㎡、農地法第3条による  
賃貸借権解約の1案件、  
番号40番は、栗駒地区の 田 7筆 11,492㎡、基盤法による賃貸借権解約の  
1案件、  
番号41番は、花山地区の 田 2筆 4,332㎡、農地法第3条による賃貸借権解  
約の1案件、  
以上、41案件を説明報告。

## 議長

これで、日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、  
報告を終わります。

## 議長

日程第6、報告第3号、使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。  
はじめに、第1区の番号1番から番号2番の2案件について、事務局から報告いたしま  
す。

## 事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の 田 1筆 686㎡、  
番号2番は、瀬峰地区の 田 5筆 2,955㎡、いずれも、農地法3条による使用貸借権解約の2案件、  
以上、2案件を説明報告。

## 議長

続いて、第2区の番号3番から番号6番の4案件について、事務局から報告いたします。

## 事務局

第2区の番号3番は、若柳地区の 田 20筆 15,889㎡、畑 4筆 1,388㎡、計 17,277㎡、農地法3条による使用貸借権解約の1案件、  
番号4番は、金成地区の 田 12筆 28,926㎡、農地中間管理事業の推進に関する法律による使用貸借権解約の1案件、  
番号5番は、志波姫地区の 田 6筆 11,084㎡、  
番号6番は、志波姫地区の 田 6筆 16,077㎡、いずれも、農地法3条による使用貸借権解約の2案件、  
以上、4案件を説明報告。

## 議長

これで、日程第6、報告第3号 使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

## 議長

日程第7、報告第4号 令和5年栗原市農作業標準賃金について、を報告いたします。  
それでは、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

今回報告する令和5年栗原市農作業標準賃金表は、さきの委員、推進委員連携会議で説明したとおりですが、この表は目安となる標準的な額を定めたもので、実際の作業料金を決める場合は、受委託者双方で話し合いの上決めていただくこととなります。

## 議長

これで、日程第7、報告第4号 令和5年栗原市農作業標準賃金について、報告を終わります。

## 議長

日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号11番の11案件、について審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 田 2筆 2, 269㎡、  
番号2番は、築館地区の 田 3筆 5, 768㎡、  
番号3番は、築館地区の 田 2筆 1, 533㎡、  
番号4番は、築館地区の 畑 1筆 1, 496㎡、いずれも、所有権移転売買の4  
案件、  
番号5番は、築館地区の 田 2筆 3, 002㎡、所有権移転贈与の1案件、  
番号6番は、築館地区の 田 1筆 1, 351㎡、  
番号7番は、築館地区の 田 2筆 1, 133㎡、いずれも、所有権移転交換の2  
案件、  
番号8番は、築館地区の 田 18筆 23, 142㎡、畑 2筆 1, 504㎡、  
計24, 646㎡、使用貸借権設定の1案件、  
番号9番は、瀬峰地区の 田 5筆 2, 955㎡、  
番号10番は、瀬峰地区の 田 7筆 6, 072㎡、いずれも、所有権移転売買の  
2案件、  
番号11番は、瀬峰地区の 田 1筆 3, 759㎡、所有権移転贈与の1案件、  
以上、11案件を説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、議席番号11番 三浦 正勝 委員 から報告願います。

## 三浦 正勝 委員

11番の三浦です。去る12月19日に4名にて、書類審査を行いました。  
番号1番から番号11番は事務局説明のとおり、労力不足や経営合理化、規模拡大のため  
の売買、贈与、交換、使用貸借権設定で、いずれも特に問題はないと判断しました。  
以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—



## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号12番から番号25番までの14案件、について審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号12番は、若柳地区の 田 1筆 433㎡、所有権移転売買の1案件、  
番号13番は、若柳地区の 田 20筆 16,597㎡、畑 6筆 2,211㎡、  
計 18,808㎡、

番号14番は、若柳地区の 田 1筆 680㎡、

番号15番は、若柳地区および志波姫地区の 田 4筆 5,169㎡、畑 2筆  
1,143㎡、計 6,312㎡、

番号16番は、若柳地区および瀬峰地区の 田 16筆 28,901㎡、畑 1筆  
467㎡、計 29,368㎡、いずれも、所有権移転贈与の4案件、

番号17番は、若柳地区の 田 1筆 463㎡、

番号18番は、若柳地区の 田 2筆 4,686㎡、いずれも、賃貸借権設定の2  
案件、

番号19番は、若柳地区ならびに志波姫地区の 田 64筆 73,867㎡、畑  
6筆 1,628㎡、計 75,495㎡、使用貸借権設定の1案件、

番号20番は、金成地区の 田 7筆 5,315㎡、畑 1筆 326㎡、計  
5,641㎡、

番号21番は、金成地区の 田 1筆 1,163㎡、

番号22番は、金成地区の 田 1筆 1,850㎡、いずれも、賃貸借権設定の3  
案件、

番号23番は、志波姫地区の 畑 1筆 1,479㎡、所有権移転売買の1案件、

番号24番は、志波姫地区の 田 2筆 5,898㎡、所有権移転贈与の1案件、

番号25番は、志波姫地区の 田 6筆 16,077㎡、賃貸借権設定の1案件、

以上、14案件を説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号2番 佐藤 勝 委員から報告願います。

## 佐藤 勝 委員

2番の佐藤です。12月20日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

詳細は事務局説明のとおりであります。相手方の要望による所有権売買や賃貸借権設定、親子間の経営移譲による贈与であり、特に問題ないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号26番から番号42番までの17案件、について審議いたします。それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第3区の番号26番は、栗駒地区の 田 1筆 2, 041 m<sup>2</sup>、所有権移転売買の1案件、

番号27番は、栗駒地区の 田 12筆 11, 643 m<sup>2</sup>、所有権移転贈与の1案件、

番号28番は、栗駒地区の 田 3筆 2, 071 m<sup>2</sup>、

番号29番は、栗駒地区の 田 11筆 15, 107 m<sup>2</sup>、

番号30番は、栗駒地区の 田 1筆 2, 247 m<sup>2</sup>、

番号31番は、栗駒地区の 田 6筆 15, 442 m<sup>2</sup>、いずれも、賃貸借権設定の4案件、

番号32番は、栗駒地区の 田 1筆 1, 025 m<sup>2</sup>、使用貸借権設定の1案件、

番号33番は、鶯沢地区の 畑 1筆 120 m<sup>2</sup>、所有権移転売買の1案件、

番号34番は、鶯沢地区の 田 9筆 16, 260 m<sup>2</sup>、

番号35番は、鶯沢地区の 田 1筆 1, 518 m<sup>2</sup>、

番号36番は、鶯沢地区の 田 6筆 11, 586 m<sup>2</sup>、

番号37番は、鶯沢地区の 田 2筆 1, 812 m<sup>2</sup>、

番号38番は、鶯沢地区の 田 8筆 6, 869 m<sup>2</sup>、

番号39番は、鶯沢地区の 田 6筆 9, 465 m<sup>2</sup>、

番号40番は、鶯沢地区の 田 1筆 2, 734 m<sup>2</sup>、いずれも、賃貸借権設定の7案件、

番号41番は、鶯沢地区の 田 3筆 2, 319 m<sup>2</sup>、使用貸借権設定の1案件、

番号42番は、花山地区の 田 5筆 6, 536 m<sup>2</sup>、所有権移転売買の1案件、

以上、17案件を説明。

## 議長

次に、去る12月20日、議席番号24番 私こと 吉田 優俊、農地利用最適化推進委員の 安藤 康太 推進委員及び 高橋 茂 推進委員が現地確認調査を行っております

ので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、安藤 康太 推進委員から報告願います。

### **安藤 康太 推進委員**

推進委員の安藤と申します。去る12月20日に吉田会長、高橋推進委員、事務局担当者、私の4名で書類審査を行いました。

さきに説明のありましたとおり、番号26番と27番は経営規模拡大および経営継承による所有権移転売買と所有権移転贈与、番号28番から41番は相手方の要望による労力不足による賃貸借権設定、番号42番は耕作不便のための所有権移転売買となっており、いずれも許可にあたりましては特に問題ないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

### **議長**

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### **議長**

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

### **議長**

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 について、の

番号1番から番号42番までの42案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

### **議長**

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 について、の番号1番から番号42番までの42案件については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

## 議長

日程第9、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

第1区の番号1番から番号4番の4案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 畑 1筆 260㎡、所有権移転売買の1案件で、申請地を購入し一般住宅及び駐車場を建築造成するものです。

農地区分は都市計画区域内の第1種住居地域内の農地で第3種農地、生活排水は公共下水道接続による処理、雨水は自然浸透および既存側溝への排水であることを説明。

番号2番は、築館地区の 田 1筆 1,989㎡、所有権移転売買の1案件で、申請地を購入し一般住宅及び駐車場を建築造成し、加えて賃貸用事務所および資材置場を建築造成するものです。

農地区分は周囲を宅地及び雑種地、原野によって分断された生産性の低い小集団農地となり第2種農地、生活排水は合併処理浄化槽による処理とし、雨水とあわせて北側の既存道路側溝への排水であることを説明。

番号3番は、築館地区の 畑 3筆 325㎡、使用貸借権設定の1案件で、申請地を借り一般住宅および駐車場を建築造成するものです。

農地区分は農地の広がりがあり第1種農地だが、転用目的が住宅建築であり集落に接続して設置されるため不許可の例外規定に該当、生活排水は合併処理浄化槽により処理し、雨水とあわせて西側道路側溝に排水であることを説明。

番号4番は、瀬峰地区の 田 1筆 1,747㎡、所有権移転売買の1案件で、申請地を購入し太陽光発電設備を設置し売電収入を得るものです。

農地区分は周囲を山林および宅地によって分断された生産性の低い小集団農地となり第2種農地、雨水は自然浸透および既存道路側溝への排水であることを説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、氏家 優一 推進委員から報告願います。

## 氏家 優一 推進委員

氏家です。それでは報告いたします。

番号1番は、現況は住宅街にある畑で現在は何も作付されておらず、一般住宅の建築をしても周囲への影響はなく、許可にあたっては特に問題がないものと判断しました。

番号2番は、国道4号バイパス沿いの水田で現在は休耕状態、そこに説明のとおり一般住宅および駐車場、賃貸用事務所の建築を行うもので、周囲に影響を与えることはなく、許可にあたっては特に問題がないものと判断しました。

番号3番は、宅地の他の畑に囲まれた土地で、隣接土地とはかなりの高低差がありコンクリート壁で囲まれていました。周囲への影響を与えることはなく、許可にあたっては特に問題がないものと判断しました。

番号4番は、水田に囲まれた農地でそこに太陽光発電設備を設置するもので、これにより周囲への影響を与えることはなく、許可にあたっては特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番から番号10番の6案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号5番は、若柳地区の 畑 4筆 966.40㎡、申請地を購入し建売住宅及び駐車場を建築造成するものです。

農地区分は、都市計画区域内の第2種中高層住居専用地域で第3種農地、排水は生活排水を公共下水道接続による処理、雨水は自然浸透であることを説明。

番号6番は、金成地区の 田 2筆 1,099㎡、畑 2筆 1,145㎡、計2,244㎡、申請地を購入し資材置き場を造成するものです。

農地区分は、周囲を山林および宅地によって分断された生産性の低い第2種農地、雨水は自然浸透および既存道路側溝への排水であることを説明。

番号7番は、金成地区の 田 1筆 1,283㎡、申請地を購入し事業用太陽光発電設備を設置し売電収入を得るものです。

農地区分は、宅地および河川によって分断された生産性の低い第2種農地、雨水は自然浸透であることを説明。

番号8番は、志波姫地区の 田 2筆 2,050㎡、

番号9番は関連案件で、志波姫地区の 田 2筆 2,035㎡、

ともに申請地を借りて隣接地で警察署建設業務に従事する作業員の仮設駐車場および現場事務所を設置するため一時転用するものです。

農地区分は、周囲を宅地等で分断された生産性の低い小集団農地となっており第2種

農地、仮設事務所の給水は専用引き込み敷設、排水は公共下水道接続による処理、雨水は自然浸透および既存道路側溝への排水であることを説明。

なお、本案件は、転用面積が計3,000㎡を超えることから、来月開催の宮城県農業会議常設審議委員会での審議案件となります。

番号10番は、志波姫地区の 田 1筆 381㎡のうち235.66㎡、申請地を借りて携帯電話無線基地局設置のための作業ヤードとするため一時転用するものです。

農地区分は、農振農用地区域内の農地ですが、期間を限定しての一時転用であり不許可の例外規定に該当となります。排水は、雨水を自然浸透および既存道路側溝への排水であることを説明。

### 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 剛 推進委員 から報告願います。

### 佐々木 剛 推進委員

去る12月20日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号5番から番号10番の詳細はただ今事務局説明のとおりであり、現地確認の結果、全ての案件で周辺への影響はないと考えられることから、許可にあたっては特に問題ないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号11番の1案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第3区の番号11番は、栗駒地区の 田 4筆 2,878㎡、畑 1筆 2,407㎡、計 5,285㎡、申請地を購入し業務用の資材置き場を造成するものです。

農地区分は、周囲を山林、ため池、学校用地によって分断された生産性の低い第2種農地、雨水は自然浸透および既存道路側溝への排水であることを説明。

なお、申請地に隣接する学校用地を栗原市から購入しすでに登記完了している土地に、自然エネルギー利用のバイオマス発電事業に伴う工場を建設中であり、令和5年3月までに1～8号棟を建設完了予定です。

### 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。  
それでは、高橋 茂 推進委員 から報告願います。

### 高橋 茂 推進委員

高橋です。よろしくお願います。12月20日に先の4名で書類審査及び現地確認を行いましたので結果をご報告します。

番号11番は、事務局説明のとおりですが、バイオマス発電に使うチップの原料となる丸太置場を造成するということでした。現地はいわゆる段々田んぼであり生産性は低いものと見てまいりました。許可にあたっては問題ないものと判断しました。  
ただ、私の知る範囲では当該事業を行うにあたり現在の全体敷地面積は小さいという感じであり、今後さらに資材置き場の拡大も予想され、再度今回のような申請が出てくる可能性もあるのではないかという思いで見えてまいりました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いたします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

### 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番から番号11番までの11案件について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

## 議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番から番号11番までの11案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。  
なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

## 議長

それでは、会議開始から1時間が経過したので、午後2時40分まで、休憩いたします。

(暫時休憩：午後2時30分から2時42分まで)

## 議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後2時42分)

## 議長

日程第10、議案第3号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに審議を行います。

第2区の番号35番から番号38番までの4案件、を審議いたします。

議席番号2番 佐藤 勝 委員は、農業委員会等に関する法律第31条の規定による委員の議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時42分)

( 2番 佐藤 勝 委員 退席 )

## 議長

会議を再開します。(午後2時42分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号35番は、金成地区の 田 4筆 2, 541㎡、所有権移転売買の1案件、

番号36番は、金成地区の 田 3筆 2, 783㎡、

番号37番は、金成地区の 田 6筆 4, 664㎡、

番号38番は、金成地区の 田 1筆 386㎡、いずれも、新規賃貸借権設定の3案件、

以上、4案件を説明。



## 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。  
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

## 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。  
議案第3号 農用地利用集積計画についての、第2区の番号35番から番号38番までの4案件、について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

## 議長

挙手多数であります。  
よって、日程第10、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号35番から番号38番までの4案件、については、原案を可とすることに決定いたしました。  
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号2番 佐藤 勝 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時44分)

( 2番 佐藤 勝 委員、着席 )

## 議長

会議を再開いたします。(午後2時45分)  
次に、第1区の番号1番から番号8番までの8案件、について審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 畑 1筆 1, 507㎡、  
番号2番は、築館地区の 田 1筆 3, 000㎡、いずれも、所有権移転売買の2案件、

番号3番は、築館地区の 田 5筆 10, 430 m<sup>2</sup>、新規賃貸借権設定の1案件、  
番号4番は、高清水地区の 田 1筆 1, 194 m<sup>2</sup>、  
番号5番は、高清水地区の 田 2筆 4, 420 m<sup>2</sup>、いずれも所有権移転売買の2  
案件、

番号6番は、高清水地区の 田 8筆 22, 807 m<sup>2</sup>、

番号7番は、瀬峰地区の 田 3筆 4, 178 m<sup>2</sup>、

番号8番は、瀬峰地区の 田 1筆 6, 387 m<sup>2</sup>、いずれも、新規賃貸借権設定の  
7案件、

以上、8案件を説明。

### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認めます。

### 議長

次に、第2区の番号9番から番号34番までの26案件、番号39番から番号46番ま  
での8案件、合わせて34案件について、審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

### 事務局

第2区の番号9番は、若柳地区の 田 2筆 164 m<sup>2</sup>、

番号10番は、若柳地区の 田 2筆 2, 045 m<sup>2</sup>、

番号11番は、若柳地区の 田 1筆 2, 003 m<sup>2</sup>、いずれも、所有権移転売買の  
3案件、

番号12番は、若柳地区の 田 2筆 1, 828 m<sup>2</sup>、

番号13番は、若柳地区の 田 5筆 3, 230 m<sup>2</sup>、

番号14番は、若柳地区の 田 15筆 14, 779 m<sup>2</sup>、

番号15番は、若柳地区の 田 19筆 13, 939 m<sup>2</sup>、いずれも、新規賃貸借権  
設定の4案件、

番号16番は、若柳地区の 田 20筆 11, 365 m<sup>2</sup>、畑 5筆 1, 404 m<sup>2</sup>、  
計 12, 769 m<sup>2</sup>、

番号17番は、若柳地区の 田 9筆 8, 801 m<sup>2</sup>、畑 1筆 240 m<sup>2</sup>、計  
9, 041 m<sup>2</sup>、

番号18番は、若柳地区の 田 41筆 26,049㎡、畑 6筆 2,535㎡、  
 計 28,584㎡、  
 番号19番は、若柳地区の 田 45筆 29,420㎡、畑 3筆 1,238㎡、  
 計 30,658㎡、  
 番号20番は、若柳地区の 田 49筆 31,221㎡、畑 6筆 1,836㎡、  
 計 33,057㎡、  
 番号21番は、若柳地区の 田 23筆 19,463㎡、  
 番号22番は、若柳地区の 田 17筆 8,577㎡、  
 番号23番は、若柳地区の 田 4筆 2,916㎡、畑 1筆 158㎡、計  
 3,074㎡、  
 番号24番は、若柳地区の 田 49筆 28,757㎡、畑 2筆 661㎡、計  
 29,418㎡、  
 番号25番は、若柳地区の 田 16筆 10,707㎡、畑 1筆 303㎡、計  
 11,010㎡、  
 番号26番は、若柳地区の 田 36筆 19,475㎡、畑 3筆 2,141㎡、  
 計 21,616㎡、  
 番号27番は、若柳地区の 田 27筆 15,890㎡、畑 2筆 772㎡、計  
 16,662㎡、  
 番号28番は、若柳地区の 田 5筆 3,487㎡、  
 番号29番は、若柳地区の 田 26筆 17,415㎡、畑 1筆 673㎡、計  
 18,088㎡、  
 番号30番は、若柳地区の 田 14筆 9,351㎡、畑 2筆 787㎡、計  
 10,138㎡、  
 番号31番は、若柳地区の 田 17筆 11,568㎡、畑 2筆 749㎡、計  
 12,317㎡、  
 番号32番は、若柳地区の 田 19筆 9,062㎡、  
 番号33番は、若柳地区の 田 20筆 13,268㎡、畑 3筆 853㎡、計  
 14,121㎡、  
 番号34番は、若柳地区の 田 10筆 6,146㎡、畑 3筆 270㎡、計  
 6,416㎡、いずれも、農地中間管理事業にかかる新規賃貸借権設定の19案件、  
 番号39番は、金成地区の 田 10筆 5,497.49㎡、  
 番号40番は、金成地区の 田 6筆 4,630㎡、  
 番号41番は、金成地区の 田 1筆 485㎡、  
 番号42番は、金成地区の 田 7筆 2,738㎡、  
 番号43番は、金成地区および栗駒地区の 田 15筆 14,058㎡、いずれも、  
 新規賃貸借権設定の5案件、  
 番号44番は、志波姫地区の 田 13筆 12,494㎡、所有権移転売買の1案件  
 番号45番は、志波姫地区の 田 6筆 11,084㎡、

番号46番は、志波姫地区の 田 10筆 10,699㎡、いずれも、新規賃貸借権設定の2案件、

以上、34案件を説明。

#### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

#### 議長

質疑なしと認めます。

#### 議長

次に、第3区の番号47番から番号50番までの4案件について、審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

第3区の番号47番は、栗駒地区の 田 1筆 2,972㎡、  
番号48番は、鶯沢地区の 田 3筆 4,943㎡、  
番号49番は、鶯沢地区の 田 4筆 8,613㎡、  
番号50番は、鶯沢地区の 田 2筆 4,557㎡、いずれも、新規賃貸借権設定の  
4案件、  
以上、4案件を説明。

#### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

#### 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
次に、討論を行います。  
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

## 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

日程第10、議案第3号 農用地利用集積計画についての、  
第1区の番号1番から番号8番までの8案件、  
第2区の番号9番から番号34番までの26案件、番号39番から番号46番までの4案件、合わせて34案件、  
第3区の番号47番から番号50番までの4案件、  
合計46案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

## 議長

挙手多数であります。

よって、日程第10、議案第3号 農用地利用集積計画についての、  
第1区の番号1番から番号8番までの8案件、  
第2区の番号9番から番号34番までの26案件、番号39番から番号46番までの4案件、合わせて34案件、  
第3区の番号47番から番号50番までの4案件、  
合計46案件については、原案を可とすることに決定いたしました。  
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

## 議長

日程第11、議案第4号 非農地証明願について、を議題といたします。  
はじめに、第1区の番号1番から番号3番の3案件、について審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の 畑 2筆 598㎡、昭和54年頃に転用されたものと思われ所有者の転居により管理できなくなり山林化し現在に至り、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

番号2番は、瀬峰地区の 田 1筆 143㎡、先代が昭和50年頃から自宅進入路として使用し現在に至り、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

番号3番は関連案件で、瀬峰地区の 田 1筆 1,510㎡、平成5年頃に転用し住宅の一部及び庭として使用し現在に至り、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

以上、3案件を説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号11番 三浦 正勝 委員 から報告願います。

## 三浦 正勝 委員

11番三浦です。非農地証明願について、12月19日にさきの4名で書類確認及び現地確認を行いました。

番号1番は、青森へ転居し40年近く経過しており、現地は山林化しており、今後農地への復元は困難であります。

番号2番と番号3番は、平成5年頃から進入路、庭として使用されており、今後農地への復元は困難であります。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号4番の1案件、について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第2区の番号4番は、志波姫地区の 畑 3筆 1, 598㎡、先代が昭和40年頃から自動車工場として使用させており、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

以上、1案件を説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号2番 佐藤 勝 委員 から報告願います。

## 佐藤 勝 委員

2番の佐藤です。12月20日にさきの4名で書類確認及び現地確認を行いました。

番号4番は、昭和40年頃から使用させており、今後農地への復元は困難であります。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

## 議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号5番から番号7番の3案件、を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

## 事務局

第3区の番号5番は、栗駒地区の 田 1筆 1, 306㎡、平成10年頃から労力不足により耕作できなくなり山林化が進み現在に至り、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

番号6番は、栗駒地区の 畑 1筆 106㎡、昭和55年頃から先代が宅地の庭の一部として使用し現在に至り、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

番号7番は、鶯沢地区の 畑 1筆 1, 305㎡、昭和47年頃から労力不足により耕作できなくなり山林化が進み現在に至り、今後農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

以上、3案件を説明。

## 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、高橋 茂 推進委員 から報告願います。

## 高橋 茂 推進委員

去る12月20日に、さきの4名にて書類確認及び現地確認を行いました。

番号5番から番号7番は、事務局説明のとおりであり、いずれの案件も今後農地への復旧は困難であると判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

## 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

#### 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。  
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

#### 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。  
議案第4号、非農地証明願についての、番号1番から番号7番までの7案件について、  
原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

#### 議長

挙手多数であります。  
よって、日程第11、議案第4号 非農地証明願の、番号1番から番号7番までの7  
案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

#### 議長

日程第12、議案第5号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を議題とい  
たします。  
それでは、番号1番から番号127番までの127案件について、議案の朗読を省略  
し、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

それでは議案を説明します。  
番号1番は、築館地区の 田 2, 376 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号2番は、築館地区の 田 493 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号3番は、築館地区の 田 114 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号4番は、築館地区の 田 72 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号5番は、築館地区の 田 896 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号6番は、築館地区の 田 1, 256 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号7番は、築館地区の 田 328 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号8番は、築館地区の 田 37 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号9番は、築館地区の 田 207 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号10番は、築館地区の 田 461 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号11番は、築館地区の 畑 157 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも畑、



番号12番は、築館地区の 田 376 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号13番は、築館地区の 田 1,150 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号14番は、栗駒地区の 田 204 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号15番は、栗駒地区の 田 446 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号16番は、一迫地区の 田 1,031 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号17番は、一迫地区の 田 516 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号18番は、一迫地区の 田 311 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号19番は、一迫地区の 田 6,446 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号20番は、一迫地区の 田 1,615 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号21番は、一迫地区の 田 1,526 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号22番は、一迫地区の 田 1,633 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号23番は、一迫地区の 田 1,043 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号24番は、一迫地区の 田 3,937 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号25番は、一迫地区の 田 4,755 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号26番は、一迫地区の 田 837 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号27番は、一迫地区の 田 296 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号28番は、一迫地区の 田 8,274 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号29番は、一迫地区の 田 3,443 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号30番は、一迫地区の 田 1,844 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号31番は、一迫地区の 田 954 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号32番は、一迫地区の 田 4,710 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号33番は、一迫地区の 田 285 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号34番は、一迫地区の 田 6,881 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号35番は、一迫地区の 田 4,644 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号36番は、一迫地区の 畑 975 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも畑、  
 番号37番は、一迫地区の 田 298 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号38番は、一迫地区の 田 3,245 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号39番は、一迫地区の 田 701 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号40番は、一迫地区の 田 881 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号41番は、一迫地区の 田 2,186 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号42番は、一迫地区の 田 518 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号43番は、一迫地区の 田 333 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号44番は、一迫地区の 田 410 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号45番は、一迫地区の 田 429 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号46番は、一迫地区の 田 221 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号47番は、一迫地区の 田 373 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号48番は、一迫地区の 田 640 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
 番号49番は、一迫地区の 畑 542 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも畑、

番号50番は、一迫地区の 田 3, 115 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号51番は、一迫地区の 田 5, 973 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号52番は、一迫地区の 田 821 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号53番は、一迫地区の 田 971 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号54番は、一迫地区の 畑 747 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも畑、  
番号55番は、一迫地区の 田 413 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号56番は、一迫地区の 田 2, 488 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号57番は、一迫地区の 田 2, 553 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号58番は、一迫地区の 畑 940 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも畑、  
番号59番は、一迫地区の 田 664 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号60番は、一迫地区の 田 87 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号61番は、一迫地区の 田 602 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号62番は、一迫地区の 田 101 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号63番は、一迫地区の 田 6, 183 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号64番は、一迫地区の 田 759 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号65番は、一迫地区の 田 225 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号66番は、一迫地区の 田 858 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号67番は、一迫地区の 田 180 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号68番は、一迫地区の 田 3, 713 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号69番は、一迫地区の 田 508 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号70番は、一迫地区の 田 1, 629 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号71番は、一迫地区の 田 1, 542 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号72番は、一迫地区の 田 2, 350 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号73番は、一迫地区の 田 1, 752 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号74番は、一迫地区の 田 566 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号75番は、一迫地区の 田 1, 179 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号76番は、一迫地区の 田 258 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号77番は、一迫地区の 田 456 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号78番は、一迫地区の 田 871 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号79番は、一迫地区の 田 2, 073 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号80番は、一迫地区の 田 1, 312 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号81番は、一迫地区の 田 1, 462 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号82番は、一迫地区の 田 3, 702 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号83番は、一迫地区の 田 289 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号84番は、一迫地区の 田 954 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号85番は、一迫地区の 田 9, 177 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号86番は、一迫地区の 田 1, 575 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号87番は、一迫地区の 田 2, 261 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、

番号88番は、一迫地区の 田 829 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号89番は、一迫地区の 田 750 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号90番は、一迫地区の 田 857 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号91番は、一迫地区の 田 316 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号92番は、一迫地区の 田 1, 135 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号93番は、一迫地区の 田 2, 033 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号94番は、一迫地区の 田 1, 531 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号95番は、一迫地区の 田 492 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号96番は、一迫地区の 田 448 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号97番は、一迫地区の 田 1, 676 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号98番は、一迫地区の 田 2, 691 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号99番は、一迫地区の 田 468 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号100番は、一迫地区の 田 297 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号101番は、一迫地区の 田 1, 712 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号102番は、一迫地区の 田 1, 713 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号103番は、一迫地区の 田 1, 011 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号104番は、一迫地区の 田 1, 245 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号105番は、一迫地区の 田 1, 874 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号106番は、一迫地区の 田 1, 373 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号107番は、一迫地区の 田 2, 640 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号108番は、一迫地区の 田 2, 426 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号109番は、一迫地区の 田 381 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号110番は、一迫地区の 田 619 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号111番は、一迫地区の 田 804 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号112番は、一迫地区の 田 1, 222 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号113番は、一迫地区の 田 1, 183 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号114番は、一迫地区の 田 810 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号115番は、一迫地区の 田 726 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号116番は、一迫地区の 田 298 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号117番は、一迫地区の 田 379 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号118番は、一迫地区の 田 415 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号119番は、一迫地区の 田 465 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号120番は、一迫地区の 田 574 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号121番は、一迫地区の 田 118 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号122番は、一迫地区の 田 558 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号123番は、金成地区の 田 145 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号124番は、金成地区の 田 20 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、  
番号125番は、花山地区の 田 2, 079 m<sup>2</sup>、地目は、登記現況とも田、

番号126番は、花山地区の 田 1, 219㎡、地目は、登記現況とも田、  
番号127番は、花山地区の 田 655㎡、地目は、登記現況とも田、  
以上、127案件を説明。なお、今年度の非農地判断は今回をもって全件終了となる  
旨を説明。

#### 議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。  
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

#### 議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。  
討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

#### 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。  
議案第5号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、原案のとおり決定する  
ことに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

#### 議長

挙手多数であります。  
よって、日程第12、議案第5号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、  
原案のとおり決定いたしました。

#### 議長

日程第13、議案第6号 農業振興地域整備計画の変更について、を議題といたしま  
す。  
第2区の番号1番の1案件、について審議いたします。  
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

#### 事務局

今回ご審議いただく内容は、令和4年12月5日付けで栗原市長から当委員会に諮問さ  
れた1案件です。

農用地利用計画の今回の変更面積につきましては、用途変更で39.89アールの農地面積減少となります。

それでは個別の内容について説明します。

第1区の番号1番は、金成地区の用途変更案件で、田 4筆 3,989㎡、農業法人事業において経営規模拡大のため、隣接する農地を農業用施設用地として利用するため用途変更し、玄米の保管倉庫と精米設備の増設を行うものです。

111ページには栗原市における各項目の調整結果で、農地法以外の土地利用規制等については問題ない旨確認しており、今回の諮問におきましては、他法令との調整がなされた実現可能かつ具体的な転用計画があるか、について意見を求められております。

以上、1案件を説明。

### 議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号2番 佐藤 勝 委員から報告願います。

### 佐藤 勝 委員

2番の佐藤です。さきの4名で12月20日に書類審査並びに現地確認調査を実施しました。

現地は転作田で野菜を作付けされている状況で、優良農地としての広がりはあるものの農業用施設への用途変更であり、周辺農地への影響は特にないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

### 議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

### 議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

### 議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第6号 農業振興地域整備計画の変更については、「問題なし」と意見を附し、栗原

市長に通知することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

**議長**

挙手多数であります。

よって、日程第13、議案第6号 農業振興地域整備計画の変更については、「問題なし」と意見を附し、栗原市長に通知することに決定いたしました。

**議長**

以上をもちまして、本日の会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和4年 第12回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後3時15分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員